

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の共有者である請求人に対し、平成29年6月1日付けで行った本件土地に係る平成29年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は、相続放棄する旨、家庭裁判所に申述しており、本件土地の所有者になったことがない上、登記も錯誤を原因として更正登記され、平成29年1月1日に請求人が登記簿に載っているのは間違いであることを処分庁も知っているのだから、本件につ

いては、本来の登記簿に載る人に課税すべきであって、請求人に課税すべきではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月29日	諮問
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）
平成29年12月19日	審議（第16回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日について

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。すなわち、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

(2) 台帳課税主義について

法343条1項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており、また、法702条1項によれば、土地

又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」とされている。

法343条2項及び法702条2項によれば、上記の「所有者」とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされており、法は、固定資産税等の納税義務者につき、いわゆる台帳課税主義を採用している。

そして、法が固定資産税等の賦課について台帳課税主義を採用したのは、「徴税機関をして一々実質的所有権の帰属者を調査させ、所有者の変動するごとにその所有期間に応じて税額を確定賦課させることは、徴税事務を極めて複雑困難ならしめるものであることにかんがみ、徴税の事務処理の便宜上、納税義務者の判定にあたっては、画一的形式的に登記簿上の所有名義人を所有者として取り扱えば足りるとしたものであり、こうした地方税法の規定に照らすと、賦課期日である毎年1月1日現在登記簿上に所有者として登記されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらず、それだけで当該年度の固定資産の納税義務を負うというべきである。」（福岡地方裁判所昭和56年4月23日判決・行政事件裁判例集32巻4号616頁参照）とされている。

(3) 連帯納税義務について

法10条によれば、地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法の規定（民法432条から434条まで、437条及び439条から444条まで）を準用するとされており、また、法10条の2第1項は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うとされている。

民法432条は、数人が連帯債務を負担するときは、債権者

は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる」と定めている。

そして、「共有土地についての固定資産税等は、共有者が連帯して納付する義務を負うが、これらの税は、賦課課税方式をとっており、納税通知書を納税者に送付することによりその租税債権が具体的に成立する」（大阪高等裁判所昭和58年3月30日判決・行政事件裁判例集34巻3号566頁参照）とされており、徴税機関が共有土地に係る固定資産税等について、納税者の一人を名宛人として納税通知書を送付した場合、当該名宛人として送付を受けた者に対してのみ具体的な租税債権が成立することになると解されている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成29年度分の固定資産税等の賦課期日（平成29年1月1日。以下「本件賦課期日」という。）における本件土地の共有者を、同日現在登記簿上に所有者として登記されている請求人らと認定した上で、平成29年6月1日付けで、本件賦課期日の時点において共有者の一人である請求人を名宛人として、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法・不当な点は認められない。

- 3 請求人の主張（第3）について

請求人は、相続放棄する旨、家庭裁判所に申述しており、本件土地の所有者になったことがない上、登記も錯誤を原因として更正登記され、平成29年1月1日に請求人が登記簿に載っているのは間違いであることを処分庁も知っているのだから、本件については、本来の登記簿に載る人に課税すべきであって、請求人に課税すべきではない旨を主張するので、以下、この点について検

討する。

(1) 相続の放棄の効力について

確かに、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかつたとみなすとされ（民法939条）、相続の放棄は絶対的な遡及効を有する（最高裁判所第二小法廷昭和42年1月20日判決・最高裁判所民事判例集21巻1号16頁参照）とされていることから、請求人が主張するように、同人が亡〇〇に係る相続の放棄をした場合（ただし、本件審査請求において、請求人から当該相続の放棄をしたことを証する書類は提出されていない。）、請求人はそもそも本件土地に係る所有権を有していないといえる。

しかしながら、固定資産税等の賦課については、徴税事務処理の便宜上、賦課期日である毎年1月1日現在登記簿上に所有者として登記されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらず、それだけで当該年度の固定資産の納税義務を負うとされている（1・(2)）ところ、請求人は、本件賦課期日現在の本件土地の共有者として登記されている者であるのだから、本件土地に係る平成29年度の固定資産税等の納付義務を負うべきものといえる。

そして、処分庁が、徴税実務の取扱い上、共有土地についての固定資産税等の納税義務者を登記簿上の筆頭者としていること、この取扱いにより、本件処分に係る納税通知書について請求人を名宛人として送付していることについても、特段の不合理は認められない。

(2) 錯誤を原因とする所有権更正登記について

また、請求人は、本件代位登記は錯誤を原因として更正登記（平成29年2月1日）がされているのだから、本件賦課期日（平成29年1月1日）に請求人が登記簿に載っているのは間

違いであったとも主張する。

しかし、上記更正登記がなされたからといって、登記簿上、本件代位登記がいったんなされた事実自体が無くなるものではなく、本件賦課期日の時点において、請求人が本件土地の登記簿に共有者として登記されている者であるという事実は何ら変わるところではない。

(3) 以上のことから、処分庁が、請求人を納税義務者として行った本件処分について、違法・不当ということはできないから、請求人の主張はいずれも理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)